

豊中市PTA連合協議会安全互助制度規則

(目的)

第1条 本制度は、豊中市PTA連合協議会（以下「協議会」という。）に所属する小・中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族などが、PTA活動及びPTAが共催、後援する事業に参加中、若しくは参加に伴う過程中に障害を被った時又は死亡した時、保険制度に加入することにより、傷害補償と賠償補償を行うとともに、傷害見舞金等の支給を行い、もって、単位PTAの活動及び協議会の活動をより活発に推進することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象は、協議会を構成する単位PTAの会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族などとする。

- 2 単位PTAは、毎年6月末日までに加入の手続きをしたときは、4月1日にさかのぼってその資格を取得する。

(負担金)

第3条 本制度の負担金は単位PTAが協議会に納入するものとし、納入の期限は毎年7月末日までとする。

- 2 既納の負担金は返還しない。
- 3 負担金の額は年額とし、毎年5月1日時点の各校在籍児童・生徒の世帯数と教職員数に63円を乗じた金額とする。

(見舞金等)

第4条 傷害の見舞金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 入院見舞金
 - (2) 手術見舞金
 - (3) 通院見舞金
 - (4) 後遺傷害見舞金
 - (5) 死亡弔慰金
- 2 見舞金等は、会員及び会員の子である児童・生徒及び同居する親族など（以下「対象者」という）が、死亡又は傷害のため医師の治療を要した場合に、会員、葬祭を行った者等に対し、別表第1号の定めるところにより支給する。
 - 3 前項の規定による見舞金等は、他の社会保険、協議会が加入する保険制度及び医療保険加入の有無と関係なく支給する。

(報告及び支給)

第5条 本制度が適用される事故が発生したときは、単位PTA会長は速やかに所定の傷害事故報告書（災害給付申込書）により、協議会生活安全委員長に報告しなければならない。ただし、報告による制度適用の期限は事故発生より1年以内とする。

- 2 前項の規定による報告を行う場合、必要に応じ、治療機関の領収書の写しを添えるものとする。
- 3 協議会生活安全委員長は、前2項の規定により報告があった時は、別表第1号に基づき支給額を決定し、事故の被災者に通知するものとする。
- 4 見舞金等の支給は被災者に対して行う。

(基金の設置)

第6条 予期せぬ大規模な事故による見舞金等の支出に備える等、協議会会計とは別に基金を設置する。

- 2 基金の額は200万円を目途とする。

(基金の運用)

第7条 基金から生ずる収益は、基金に編入するものとする。

- 2 基金の運用は、協議会役員会で決定し、必要な額を協議会会計に繰り入れるものとする。
- 3 前項の規定以外に、事業年度ごとに協議会会計の決算に上過不足が生じた場合、役員会の決定により、基金でもって調整することができる。
- 4 前項及び前前項において基金を運用した場合は、協議会総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第8条 本制度の事業年度は1年とし、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(その他)

第9条 本規則に定めるもの以外の運営については、協議会生活安全委員長が協議会役員会にはかり定める。

第10条 本規則は、平成31年4月1日から実施し、本規則設置以前の事故は従前の例による。

別表第1号

(見舞金等支給表)

番号	見舞金等支給の対象となる範囲	見舞金等支給金額
①	入院の場合	10,000円
②	手術実施の場合	10,000円
③	通院の場合(保険適用患者負担額10,000円以上)	3,000円
④	死亡、後遺症(1~3等級)	50,000円

注1. 後遺症(1~3等級)とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第一及び第二に規定する等級をいう。

注2. 手術とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手数料の算定対象として列挙されている手術をいう。(対象外:創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン(感染、壊死組織を除去し創を清浄化することで他の組織への影響を防ぐ外科処置)、骨又は関節の非観血的(粘膜や皮膚を切開せずに行う治療行為)又は徒手的な整復術・整復固定術(手を用いて関節の脱臼や骨折を治す方法)及び授動術(関節を動くようにする手術の総称)、抜歯手術)

注3. 番号①と③が重複した場合は、①の金額を支給するものとする。

附 則

平成31年 4月 1日制定